


報告第15号

専決処分の報告について（第6号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年11月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

物損事故に係る和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書

物損事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月15日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- | | |
|----------|---|
| 1 事故発生日時 | 令和元年10月13日 午前1時00分頃 |
| 2 事故発生場所 | つくばみらい市伊奈東30番地11 |
| 3 和解の相手方 | |
| 4 事故の概要 | 台風19号の強風により、ポール式防犯灯が倒れ、敷地内に駐車してあった軽貨物車にぶつかり、屋根を損傷させた。 |
| 5 損害賠償額 | 89,760円 |
| 6 市の過失割合 | 100% |